



# 協会けんぼOSAKA

# 令和6年3月分(4月納付分)から保険料率は変更となります

現 行

令和6年3月(4月納付分)から

健康保険料率

給与・賞与の 10.29%

**→** 

給与・賞与の 10.34%

介護保険料率

給与・賞与の

1.82%

,

給与・賞与の

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。 ※賞与については支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。 ※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

## 保険証の回収と返却にご協力をお願いします

#### 退職日の翌日、扶養から外れた日以降は保険証を使用できません

資格の切れた保険証を医療機関等で使用した場合、後日医療費をお返しいただくことになりますので、ご注意ください。

事業所ご担当者さまは、「資格喪失届」に回収した保険証を添えて、 日本年金機構(広域事務センター)へご提出ください。

※電子申請の場合も、保険証の返却が必要です。



1999911911

#### 任意継続のご案内

退職などで健康保険の資格を喪失した場合、その後の健康保険加入の手続きは、ご自身で行う必要があります。 選択肢の一つである協会けんぽの任意継続への加入を希望される場合、以下の内容をご確認ください。

手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部
加入条件	<ul><li>退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること</li><li>退職日の翌日から20日以内に申請書類を提出すること(必着)</li></ul>
保険料	在職時の <b>約2倍</b> (上限あり) ※原則2年間変更なし(保険料率の変更等を除く)※被扶養者の保険料負担はありません
	必ず国民健康保険の保険料と比較してください

退職する従業員にお配りいただける よう、便利な「任意継続セット」を ご用意しています。

セット内容のご確認 やお取り寄せの申し 込みは、こちらから お願いします。



## 年金事務所内出張窓口の終了について

堺東 東大阪 守田 年金事務所内出張窓口は 令和6年3月29日金 をもって終了いたします。

ご不便をおかけしますが、給付金等の申請書は郵送による提出をお願いいたします。



年金事務所の相談窓□では、協会けんぽに提出する申請書の受付は出来ません。出張窓□の終了後は、協会けんぽ大阪支部に申請書を直接ご郵送ください。

協会けんぽが 補助する健診

#### 生活習慣病予防健診の自己負担額が軽減されています

令和5年3月まで

軽減前

軽減後

令和5年4月から

般健診対象 35歳~74歳の 被保険者(ご本人)

加催 沙対象

40歳・50歳の

被保険者(ご本人)

最高 7,169円

軽減前

最高 4.802円

生活習慣病予防健診についての 詳細は、3月下旬に事業所様へ お送りする「生活習慣病予防健診 のご案内」(緑色の封筒にて送付) や協会けんぽのホームページを

ご確認ください。

**▲ホームページは** こちら

命和6年4月スタ

令和6年4月より、検査項目が人間ドック並みになる付加健診の対象年齢が以下のように変更!

変更後 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳 変更前 40歳・50歳 →

# **@**-@

2024年12月2日に保険証は展出されます 今から使おう! マイナ保険証

#### マイナンバーカードで受診するメリット

#### よりよい医療が受けられる!

各種手続きも便利・簡単に ■マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身 の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。 ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要に なります。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与 のリスクも減少します。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。 ※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- ・旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

※本人の同意なく情報が共有されることはありません。

高齢受給者証の持参も必要なくなります。

確定申告が簡単にできます。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。

厚生労働省HP【マイナンバーカードの 保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】



便和

#### 令和6年能登半島地震により被災された皆さまり

令和6年能登半島地震による被災者の皆さまに心よりお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた方やそのご家族の方に 心よりお悔やみ申し上げます。

協会けんぽでは、この度の地震により被害を受けた加入者の皆さまにつきまして、以下の対応を実施しております。

- ① 保険証がなくても医療機関を受診できます
- ② 医療機関における一部負担金が免除になります
- ③ 任意継続健康保険料の納付期限を延長いたします
- ④ 一部負担金等の還付を受けられます

詳しくはこちら……....

令和6年能登半島地震関連情報に ついては随時更新されます。



お問い合わせ 協会けんぽ 大阪 検索



全国健康保険協会 大阪支部 協会けんぽ

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル 6F

06-7711-4300 (自動音声案内)



受付時間 8:30~17:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く)